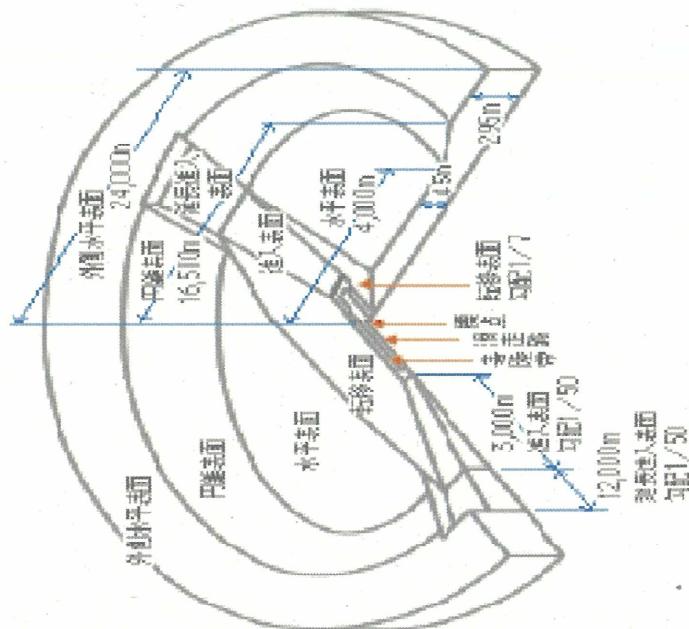


航空法による高さの制限について

- 航空機が安全に離着陸するために離着陸するたまには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、下図のような制限表面を設定しております。
- 制限表面を超える高さの物件（建物・避雷針・アンテナ・電柱・電線等の恒常物件や、工事用ケーリングやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む）を設置することは航空法で禁止されています（第49条及び第56条の3）。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合、所有者は除去を求められ、50万円以下の罰金に処せられます（第150条）。

制限表面のイメージ図



(1) 進入表面(航空法第2条第8項)

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に對し上方へ50分の1の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

(2) 水平表面(航空法第2条第9項)

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

(3) 転移表面(航空法第2条第10項)

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、水平面に対する勾配50分の1への延長線及び当該底辺に平行な直線でその平面とその接線になるが進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

(4) 延長進入表面(航空法第56条第2項)

進入表面を含む平面のうち、進入表面の斜辺の外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であるものにより囲まれた部分。

(5) 円錐表面(航空法第56条第3項)

水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面の対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面である、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものの中、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(6) 外側水平表面(航空法第56条第4項)

円錐表面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるものの中、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。